

平成 27 年度 第 2 回中野市総合教育会議 次第

日時 平成 28 年 3 月 17 日 (木) 午後 2 時

場所 本庁 31 号会議室

1 開会

2 あいさつ

市長

教育委員長

3 議題

(1) 中野市教育大綱 (案) について

(2) 中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針 (案) の見直しの考え方
について

4 その他

5 閉会

平成 27 年度 第 2 回中野市総合教育会議 名簿

○出席構成員

所 属	職	氏 名
中野市	市長	いけだ しげる 池田 茂
中野市教育委員会	教育委員長	ながしま かつみ 長島 克己
	教育委員長職務代理者	あおき さちこ 青木 幸子
	委員	おかむら ひろこ 岡村 博子
	委員	いちかわ しんいち 市川 真一
	教育長	こじま たかのり 小嶋 隆徳

○出席者

所 属	職	氏 名
中野市	副市長	よこた きよかず 横田 清一
	総務部長	おおほり かずお 大堀 和男
中野市教育委員会事務局 兼総務部政策情報課	教育次長	いしかわ やすふみ 石川 保文
	学校教育課長	みやざわ としひこ 宮澤 利彦
	学校教育課長補佐	こばやし ゆみ 小林 由美

中野市総合教育会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(以下「法」という。)第一条の四に規定するもののほか、中野市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、市長が会議の日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではない。

2 法第一条の四第4項の規定により教育委員会が会議の招集を求めた場合は、市長は速やかに会議の招集通知を行うものとする。

(意見の聴取)

第3条 法第一条の四第5項に基づき意見を聴く関係者又は学識経験者は、市長が決定する。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則公開するものとする。ただし、法第一条の四第6項ただし書きの規定により、会議が非公開とすることを決定した場合には、公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴人受付簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

2 傍聴人は、法第一条の四第6項ただし書きの規定により、会議の非公開が決定された場合には、直ちに退場しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、傍聴人の遵守事項等は、中野市教育委員会傍聴規則(平成17年4月1日教育委員会規則第3号)第3条及び第4条の規定を準用する。

4 市長は会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

(会議録)

第6条 市長は会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録は公表しないこととする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を総務部政策情報課におく。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要領は、平成27年7月9日から施行する。

中野市教育大綱 (案)

平成 28 年度～平成 33 年度



【目指す子ども達の姿】

『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い
未来を切り拓くたくましい子ども』

平成 28 年 3 月

長野県中野市

目 次

1	教育大綱策定の趣旨	…	1
2	教育大綱の位置づけと期間	…	2
3	基本理念と目指す子ども達の姿	…	3
4	教育大綱の5つの柱と施策	…	4

1 教育大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行となり、地域住民の意向の一層の反映と、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることが求められています。

これまでも、市長と教育委員会との十分な意思疎通のもと、中野市の教育を推進してきましたが、この改正法により、更なる連携を図って参ります。

今後も急激な変化に対応しながら、中野市の子ども達が 『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』となるよう、行政と教育委員会が一体となって取り組むため、ここに中野市教育大綱を定めます。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の主な改正点

総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は次のとおり。
 - ・ 教育行政の大綱の策定
 - ・ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ・ 児童・生徒等の生命や身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

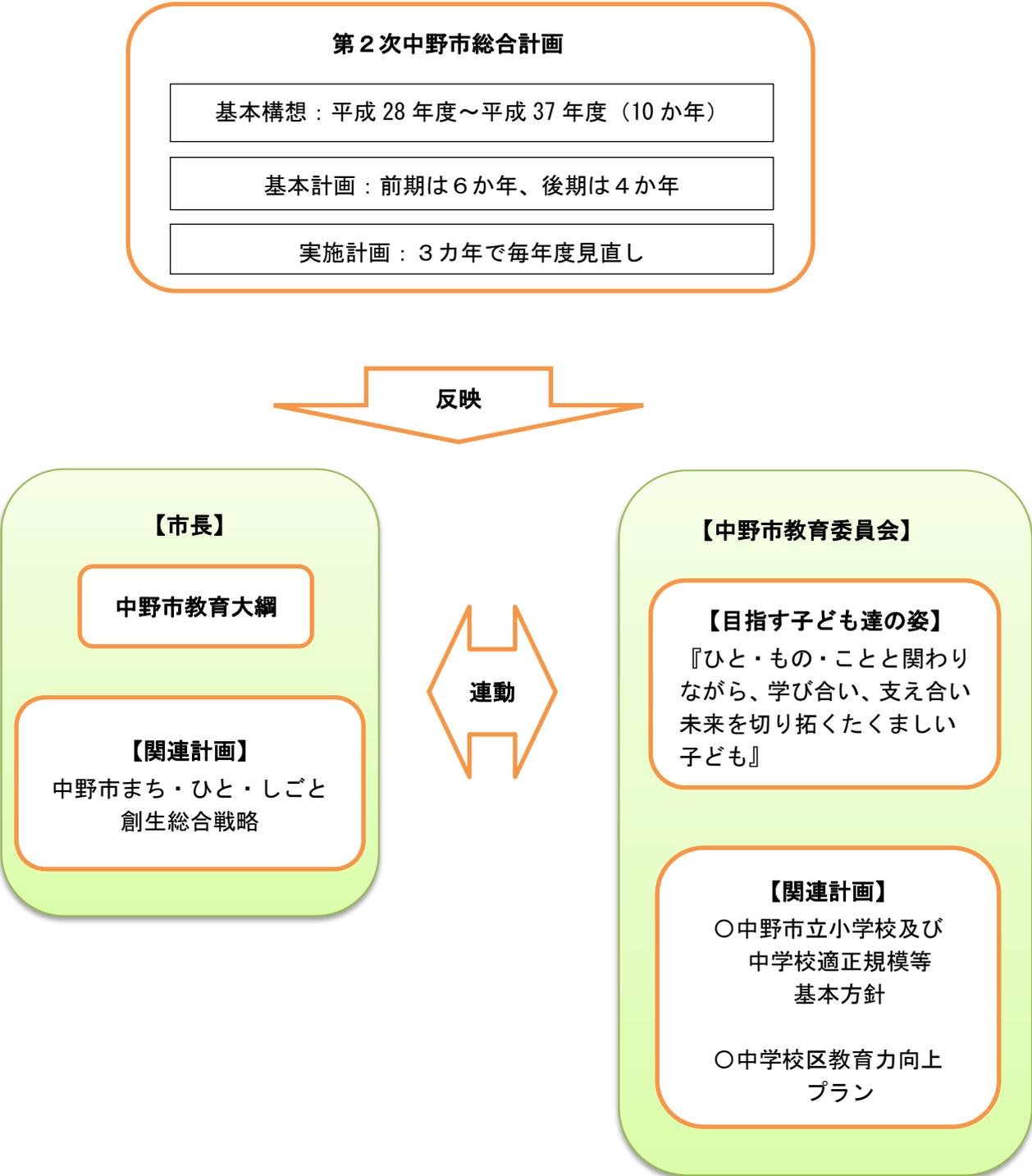
大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

2 教育大綱の位置づけと期間

教育大綱の期間は、第2次中野市総合計画との整合性を図るため、前期基本計画の期間とあわせ、平成28年度～平成33年度までの6か年とします。



3 基本理念と目指す子ども達の姿

1 基本理念

ふるさとへの愛着と豊かな社会性を
身に付ける教育の推進

2 目指す子ども達の姿

『ひと・もの・ことと関わりながら
学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』

相手が『ひと（自分自身、学校・家庭・地域の人々等）』であれ、『もの（音楽・本・地域の自然や歴史・文化等）』であれ、『こと（体験学習、地域社会、世界等）』であれ、それぞれの存在を認め尊重し、そのよさを知ろうとすることが『ひと・もの・こと』との関わりをもつことです。

そして、地域の自然や文化、地域に住む人を愛する意義について学び合うことで、自分も相手もかけがえのない存在であることに気づき、支え合う心が育ちます。

また、成功や失敗などの様々な体験を生かして努力したり、相手と謙虚に向きあったりという人間性が育ちます。

さらに、自分の夢や目標をもち、その実現に向けて、自ら考え自ら解決する方法を見いだして学習したり、行動したりする経験を重ねることで、たくましが育ちます。

私たちは、ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合うことで、未来を切り拓くことのできるたくましい子どもが育つことを願っています。

4 教育大綱の5つの柱と施策

1 「信州なかの」ふるさと学習の推進

- ① ふるさとへの誇りと愛着がもてるよう、「信州なかの」の歴史や特性、先人の偉業及び自然や文化芸術の素晴らしさを学ぶ、ふるさと学習を進めます。
- ② 地域の農業者などと連携し、農業体験や地域の食材を使った食育など、特色ある教育を進めます。
- ③ 長年にわたり継承されてきた、有形・無形文化財等の保存・活用・継承を図り、なかのの歴史を学習する場を充実させます。

2 地域が支え地域に学ぶ生涯学習の推進

- ① 子どもや学校が抱える課題の解決、未来を担う子ども達の豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ仕組みとして、地域社会全体で子どもを育むコミュニティスクールの取組を推進します。
- ② 公民館を拠点に、各種講座及び講演会の充実、サークル活動の支援など、地域住民が主体となった生涯学習や活動を推進します。
- ③ 図書館や博物館の利用が生涯学習の推進とつながるよう、豊富な資料の充実とサービスを図ります。
- ④ 子ども達が本に親しみ、豊かな心を育むよう、子ども読書活動を推進します。

3 時代に対応した魅力ある学校教育の推進

- ① 小中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、話す、聞く力等、コミュニケーション能力を身につけるとともに、グローバルな視点に立った国際感覚を養います。
- ② 外部検定試験を活用し、総合的な英語力の向上を図ります。
- ③ 中学生の海外短期留学制度を導入し、様々な国の人々と理解し合い協働できる異文化への関心意欲を高めます。
- ④ 学校内のネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒がタブレット端末等を活用したICT教育（※1）を通じて、新しい時代に生きる力を身につける教育を充実します。

（※1） ICT教育：デジタル機器やコンピュータ、インターネットなどを活用した教育

4 夢をもち、未来にはばたくキャリア教育の推進

- ① 一流のアスリートや社会人講師の実体験から、将来に夢や目標を持ち、努力することの大切さや人の生き方を学ぶ「夢の教室」(小学校)と「キャリア教育(※2)講演会」(中学校)を開催します。
- ② ふるさとへの愛着がもて、働くことの喜びや大切さを学ぶことができるようにするため、地元で活躍する各界の第一人者を招いての「ふるさとjobセミナー」(中学校)を開催します。

5 豊かな心、健やかな体、確かな学力を向上させるため、安心して学べる教育環境の充実

- ① 障がいのある児童生徒に対し、保護者や関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。
- ② 小中学校のいじめや不登校に対し、関係機関と連携した教育体制を充実させるとともに、Q-U検査(※3)などの実施により、早期発見・早期解決に努めます。
- ③ 健康診断、健康管理、保健指導を充実し、児童生徒の健やかな育成に努めます。
- ④ 中学校の部活動を適正かつ効果的に行うため、学校生活におけるバランスのとれた活動時間の設定や設備の整備、外部指導者の活用を支援します。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携して、テレビやゲームなどのメディアを自律的にコントロールする力を身に付けさせる、規則正しい生活・学習習慣の確立を図ります。
- ⑥ 少子化に伴う児童生徒の減少を見据え、子どもにとってより良い教育環境を求め、小中学校の適正規模・適正配置に努めます。
- ⑦ 学校施設の計画的な整備・改修を推進し、快適な教育環境の確保に努めます。
- ⑧ 学校・家庭・地域それぞれの「教育力向上」を目指し、中学校区単位で、小・小中連携教育を推進します。
- ⑨ 交通安全対策や安全な学校給食の提供など、子ども達の安全・安心の確保を図ります。

(※2) キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育

(※3) Q-U検査：学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができる検査

『中野市教育大綱』

担当：総務部政策情報課

教育委員会事務局学校教育課

「基本方針（案）の見直しの考え方」について

○基本方針（案）について基本的には方針どおりとするが、市民説明会、保護者懇談会の意見等を踏まえ、一部見直しを行う。

- 1 高社中学校区と豊田中学校区については方針どおり統合することとし、高社中学校区、豊田中学校区の順に統合を進める。
但し、当面は、小中連携を更に推進することとし、将来的には小中一貫校を目指す。
- 2 南宮中学校区のうち日野小と延徳小は、全学年が単級であるが、日野小の今後の児童数の推移を見守り、ひと桁の学年が複数となることが見込まれる状況になった時に、改めて検討を行う。
- 3 中野平中学校区のうち平野小は、全学年が複数クラスであるが、高丘小は全学年が単級であるため、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になった時に、改めて検討を行う。

「今後の予定」について

- ・基本方針見直し案の市議会への説明・・・平成 28 年 4 月
- ・基本方針見直し案の市民への説明・・・5 月～6 月

（市民説明会で理解が得られた場合は以下のスケジュールで進める。）

- ・基本方針の決定・・・9 月
- ・（仮称）統合準備委員会（設計を含む）を設置し（高社・豊田）課題検討
・・・平成 29 年 1 月～平成 31 年 3 月（約 2 年 3 か月）
- ・整備改修（平岡小）・・・平成 31 年度
- ・（仮）新平岡小開校・・・平成 32 年 4 月
- ・整備改修（豊田中）・・・平成 32 年度
- ・（仮）豊田小開校・・・平成 33 年 4 月